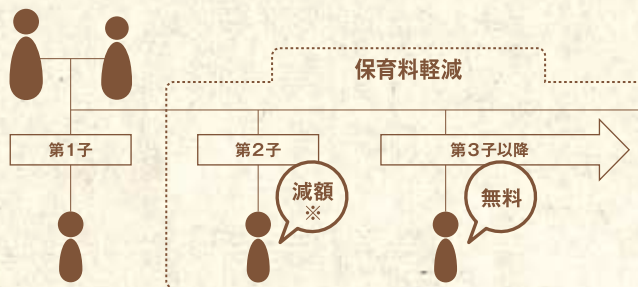


ここが
POINT

3人目、タダでうれしい保育料。

第3子以降の保育料が無料となります。
子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、希望の数の子どもを育てられる環境づくりのため、保育園及び市立幼稚園に入園するお子さんが、世帯の第3子以降である場合に、そのお子さんの保育料を無料とします。
(申請が必要)

2人目の保育料が減額となります。
保育園や市立幼稚園に2人以上入園している場合、2人目の保育料を月3千円を限度に減額します。
(保育園は3歳未満児に限る)



※1人だけの在園になった際には適用されません

ここが
POINT

おむつ代、2万円まで助成金。

だしすぎ。

対象	満1歳未満のお子さんをもつ保護者
助成額	乳児1人につき2万円を上限
申請に必要なもの	印鑑、おむつ購入に係る領収書又は購入を証する書類※、保護者名義の通帳等

※出生日以降のもの、市外から転入された方は転入日以降のものになります。

乳児おむつ購入費の助成
1歳のお誕生日の前日までに申請しましょう。
おむつ購入費の一部について助成が受けられます。

ここが
POINT

この街は、中学生までマル福対象。



医療福祉費支給制度（マル福）

茨城県の制度

医療福祉費支給制度とは、小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者などの受給対象者の方が、健康保険を使つて医療機関等にかかった場合、一部負担金を市と県の公費で助成する制度です。

この制度には所得制限がありません。

医療機関等で受診する際は、医療福祉費受給者証（白色）と健康保険証（妊産婦は併せて母子手帳）を提示して、制度を利用することができます。

常陸太田市の独自制度

小児・妊産婦のマル福について、市では所得制限の撤廃や、対象年齢・対象疾病を拡大して、医療費の助成を行っています。

○子どものマル福

所得制限のために、県のマル福を利用できない児童を、市の独自制度で助成します。同様に、すべての中学生までの方についても助成します。

医療機関等で受診する際は、医療福祉費受給者証（うすみどり色）と健康保険証を提示して制度を利用することができます。

○妊産婦のマル福

茨城県の制度により、対象疾病が制限されている妊産婦マル福について、対象疾病を拡大して助成します。また所得制限のために県のマル福を利用できない妊産婦についても、同様に助成します。

医療機関でかかった医療費の領収書を市に持参し、請求申請の手続きが必要です。

対象となる方			自己負担
マル福県制度 (所得制限あり)	小児	小学校3年生までの児童	外来1日600円 (月2回を限度) 入院1日300円 (月3,000円を限度)
	妊産婦	母子手帳を交付された妊産婦 (妊娠の継続と安全な出産のために必要となる疾患に限定)	
	母子家庭	18歳未満の児童と母等	
	父子家庭	18歳未満の児童と父等	自己負担なし
マル福市単独事業 (所得制限なし)	重度障害者等	・身体障害者手帳1級、2級、3級の内部障害等 ・障害年金1級受給者 ・知能指数35以下	
	小児	所得制限により非該当となった小学校3年生までの児童	外来1日600円 (月2回を限度) 入院1日300円 (月3,000円を限度)
	小学生・中学生	小学校4年生から中学校3年生までの児童	
	妊産婦	所得制限により非該当となった母子手帳をお持ちの方 (県制度の対象とならない疾患等も助成)	